

Radiata Increase



FP2級 生保顧客資産 相談業務

2024 年 5 月
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

1.試験問題については、特に指示のない限り、2023 年 10 月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2.問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。

3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。

4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】次の設例に基づいて、下記の各問《問1》～《問3》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（41歳）は、妻Bさん（39歳）との2人暮らしである。Aさんは、X株式会社を2021年7月末日に退職し、個人事業主として独立した。独立から3年近くが経過した現在、事業は軌道に乗り、収入は安定している。

Aさんは、公的年金制度を理解したうえで、老後の収入を増やすことができる各種制度を利用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（41歳、個人事業主）

・1982年9月22日生まれ

・公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）

20歳から大学生であった期間（31月）は学生納付特例制度の適用を受けた（その期間の保険料は追納していない）。

20歳	22歳	38歳	60歳
国民年金 学生納付 特例期間 (31月)	厚生年金保険 被保険者期間 (196月) 平均標準報酬額：30万円	国民年金 保険料納付済期間 (253月)	
2005年4月		2021年8月	

(2) 妻Bさん（39歳、会社員）

・1984年6月14日生まれ

・公的年金加入歴：20歳から大学生であった期間（34月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間（205月）は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。年金額の計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、年金額は2023年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

I「Aさんが65歳に達すると、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は、(①)円となります」

II「Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の額は、(②)円となります。なお、Aさんの厚生年金保険の被保険者期間は(③)年以上ありませんので、老齢厚生年金の額に配偶者に係る加給年金額の加算はありません」

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数} \times \square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数} \times \square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$- 795,000円 \times \frac{1961\text{年}4\text{月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円

【答え】

老齢基礎年金の年金額

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

●老齢基礎年金の計算方法

20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

[計算式]

$795,000 \text{ 円} \times (\text{保険料納付済期間} + \text{免除期間}) \div 480 \text{ 月} (40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月})$

[本問の場合]

20歳	22歳	38歳	60歳
国民年金 学生納付 特例期間 (31月)	厚生年金保険 被保険者期間 (196月) 平均標準報酬額：30万円	国民年金 保険料納付済期間 (253月)	
2005年4月		2021年8月	

・Aさんは20歳から60歳になるまでの40年間(480月)が保険料納付済月数となります。

・Aさんの保険料納付済月数: $480 \text{ 月} - 31 \text{ 月} = 449 \text{ 月}$

$795,000 \text{ 円} \times 449 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 743,656.2 \dots (\text{円})$
 $= 743,656 (\text{円})$

老齢厚生年金の年金額

●報酬比例部分の額

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

20歳	22歳	38歳	60歳
国民年金 学生納付 特例期間 (31月)	厚生年金保険 被保険者期間 (196月) 平均標準報酬額：30万円	国民年金 保険料納付済期間 (253月)	
2005年4月	2021年8月		

[a] 2003年3月以前の期間分

該当なし

[b] 2003年4月以後の期間分

$$300,000 \text{ 円} \times 5.481 / 1000 \times 196 \text{ 月} = 322,282.8 \text{ 円}$$

[a+b]

322,282.8円

=322,283 (円) (万円未満四捨五入)

経過的加算の計算方法

$1,657 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 795,000 \text{ 円} \times (\text{1961 年以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480 \text{ 月})$

[本問の場合]

・1961年以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数は、196月となります。

$$1,657 \text{ 円} \times 196 \text{ 月} - 795,000 \text{ 円} \times 196 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 324,772 \text{ 円} - 324,625 \text{ 円} = 147 \text{ (円)}$$

●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が **20 年(240 月)**以上ある方が、65 歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18 歳になって最初の 3 月 31 日まで)がいるときに加算されます。

[本問の場合]

A さんの厚生年金保険の被保険者期間は 196 月で、20 年(240 月)未満です。なので、加給年金は支給されません。

A さんの老齢厚生年金額: $322,283 \text{ 円} + 147 \text{ 円} = \mathbf{322,430 \text{ 円}}$

したがって正解は、

- ① 743,656(円)
- ② 322,430(円)
- ③ 20(年)

《問 2》 Mさんは、Aさんに対して、小規模企業共済制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「小規模企業共済制度は、Aさんのような個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための共済制度です。毎月の掛金は、1,000円から(①)円までの範囲内で、500円単位で選択することができます。支払った掛金は、税法上、(②)の対象となります。

共済金は、加入者に廃業等の事由が生じた場合に、掛金納付月数等に応じて支払われます。共済金の受取方法には、『一括受取り』『分割受取り』『一括受取りと分割受取りの併用』があります。『一括受取り』の共済金(死亡事由以外)は、税法上、(③)として課税対象となります。なお、掛金納付月数が240カ月未満で任意解約した場合は、解約手当金の額が掛金合計額を下回りますので、早期の解約はお勧めできません」

〈語句群〉

イ.55,000 ロ.70,000 ハ.88,000 ニ.事業所得の必要経費 ホ.所得控除 ヘ.税額控除 ト.事業所得 チ.一時所得 リ.退職所得

【答え】

① ロ.70,000

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員・個人自営業主が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる制度です。

掛金月額は、1,000 円から **7 万円**までの範囲内(500 円単位)で自由に選択できます。

② ホ.所得控除

掛金は全額が小規模企業共済等掛金控除として所得税・住民税に係る**所得控除の対象**となり、事業資金の借り入れもできるため、小規模企業の経営者のための退職金制度です。

③ リ.退職所得

[小規模企業共済制度の受取方法]

一括受け取り:**退職所得** (退職所得控除の適用)

分割受け取り:雑所得 (公的年金等控除の適用)

《問 3》 Mさんは、Aさんに対して、老後の収入を増やすことができる各種制度について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんは、国民年金の定額保険料に上乗せして、付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが付加保険料を200月納付し、65歳から老齢基礎年金を受給する場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額80,000円が上乗せされます」

②「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1口目は2種類の終身年金(A型・B型)のいずれかを選択します」

③「国民年金基金の1口目の給付には、国民年金の付加年金相当が含まれているため、Aさんが国民年金基金に加入した場合、国民年金の付加保険料を納付することはできません」

④「国民年金の定額保険料や付加保険料を前納した場合、前納期間に応じて保険料の割引がありますが、国民年金基金の掛金については、前納による割引制度はありません」

【答え】

① ×:不適切

付加年金の額は、月額保険料400円を国民年金の保険料に上乗せし納付し、「200円×納付期間」が老齢基礎年金に加算されます。

[付加保険料納付月数が 200 月の場合]

付加年金額:200 円×200 月=年額 40,000 円

本問では、「年額 80,000 円」と説明されていますので、不適切となります。

② ○:適切

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)とセットで自営業者など国民年金第1号被保険者の老後の年金額を増やす制度です。

●1 口目

- ・「**終身年金 A 型**」「**終身年金 B 型**」のいずれかを選択します。
- ・終身年金 A 型は保証期間があり、年金受給前または保証期間中に亡くなった場合、遺族に一時金が支給されます。
- ・1 口目は途中で減額したり、型を変更することはできません。
- ・50 歳未満の方が誕生月以外に加入した場合、加入の翌月から次の年齢に達するまでの月数に応じた額が年金額に加算されます。

●2 口目以降

- ・終身年金 A 型、終身年金 B 型のほかに、受給期間が定まっている確定年金 I 型・II 型・III 型・IV 型・V 型から選択できます。

※掛金の上限の 6 万 8,000 円(1 口目を含む)を超えないこと。

※確定年金(I 型・II 型・III 型・IV 型・V 型)の年金額が、終身年金 A 型・B 型の年金額(1 口目を含む)を超えないこと。

③ ○:適切

国民年金基金の 1 口目には、付加年金が含まれているため、国民年金基金の掛金と付加保険料の納付は同時にすることができません。

④ ×:不適切

国民年金基金の掛金や付加保険料は前納することで、保険料の割引を受けることができます。

【第2問】次の設例に基づいて、下記の各問《問4》～《問6》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（62歳）は、専業主婦である妻Bさん（60歳）との2人暮らしである。Aさん夫妻には2人の子がいるが、いずれも結婚して独立している。

Aさんは、これまで健康には自信があったが、昨年の健康診断で高血圧と診断された。現在は、血圧を抑える薬を服用しており、数値は安定している。また、先日、同世代の友人が、がんに罹患し治療中であることを知ったこともあり、現在加入している生命保険を、医療保障を充実させたプランに見直したいと考えるようになった。

Aさんは、生命保険の見直しにあたって、公的医療保険制度（Aさんは全国健康保険協会管掌健康保険に加入）についても理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんが現在加入している生命保険に関する資料〉

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険
契約年月日 : 2006年6月1日
月払保険料 : 24,200円（75歳払込満了）
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	200万円	終身
定期保険特約	1,000万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
傷害特約	500万円	10年
入院特約	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療に係る技術料と同額	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※更新型の特約は、2016年6月1日に記載の保障金額で更新している。

※入院特約、先進医療特約の更新限度は80歳である。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》 Mさんは、Aさんに対して、健康保険の高額療養費について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「Aさんのような 70 歳未満の健康保険の被保険者が、病気やケガで医師の診察を受けた場合、原則として、医療費の(①)割を一部負担金として保険医療機関等の窓口で支払います。Aさんが、(②)に医療機関等に支払った医療費の一部負担金等の合計が自己負担限度額を超えた場合、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。この一部負担金等の合計には、差額ベッド代、食事代、保険適用となっていない医療行為等に係る費用は含まれず、70 歳未満の者の場合、原則として、医療機関ごとに、入院・外来、医科・歯科別に一部負担金等が(③)円以上のものが計算対象となります。また、過去□□□以内に複数回、高額療養費が支給されると、(④)回目から自己負担限度額が軽減される仕組みがあります」

〈語句群〉

イ.1 ロ.2 ハ.3 ニ.4 ホ.5 ヘ.9,000 ト.12,000 チ.21,000 リ.同一月内 ヌ.同
一年内 ル.過去 2 年以内

【答え】

① ハ.3

[医療費の自己負担割合]

区分	自己負担額
6 歳未満	・2割
6 歳～69 歳	・3割
70 歳～74 歳	・2割 ・現役並み所得者 3割
75 歳以上 (後期高齢者医療制度)	・一般所得者 1割 ・一定以上の所得者 2割 ・現役並み所得者 3割

6 歳以上 69 歳の方(A さんは 62 歳)の、医療費の自己負担割合は、3 割です。

② リ.同一月内

●高額療養費

月間の医療費の自己負担額が同一月内に一定額(自己負担限度額)を超えた場合、その超過額について請求すれば、あとで健康保険から支給されます。

③ チ.21,000

70 歳未満の高額療養費の対象となる自己負担額は、受診者、医療機関、入院・通院それぞれで算出され、21,000 円以上のものが対象となります。

④ ニ.4

医療機関にかかって直近 12 ヶ月の間に同一世帯で 3 回以上高額療養費が支給された場合、4 回目以降から自己負担限度額が下がります。

《問 5》 Mさんは、Aさんに対して、医療保険等の一般的な商品性について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「先進医療特約では、契約日時点において先進医療に該当した治療が先進医療給付金の対象となります。医療技術の進歩により、契約日以後、新たに先進医療の対象となっている治療もありますので、先進医療特約については、新規で加入したほうがよいでしょう」

②「がん保障については、がんの再発時に一時金が支払われるものや、先進医療特約では保障の対象とならない自由診療を受けた場合を保障する商品も販売されています。Aさんのニーズに合わせて、保障内容を検討することをお勧めします」

③「引受基準緩和型の医療保険は、引受基準緩和型ではない通常の医療保険と比べて、他の契約条件が同一であれば、保険料が高く設定されています。Aさんは高血圧とのことですが、健康状態によっては、通常の医療保険であっても加入できる場合がありますので、まずは通常の医療保険への申込みを検討してみるとよいと思います」

【答え】

① ×:不適切

●先進医療特約

厚生労働大臣が定める高度で最先端の医療技術を用いた療養に対して給付金が支払われる特約で、**加入後に新しく認められた(療養を受けた時点の)**先進医療も支払いの対象です

② ○:適切

本問の通り、
がん保険の主な保障内容は、診断給付金・入院給付金・通院給付金、先進医療や死亡など様々なタイプがあります。

③ ○:適切

本問の通り、
引受基準緩和型(限定告知型)の医療保険は、健康状態の告知や医師の診査を必要とする通常の医療保険には契約できなかった人が所定の告知項目に該当しない場合に契約できる医療保険です。
一般の医療保険と比較すると、より高リスクな人でも加入できるため、保険料は**割高**になります。

《問 6》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現在加入している生命保険の見直しについて アドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述①~③について、適切なものには ○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「現時点の A さんの必要保障額を算出し、適正な死亡保険金額を把握することから保障内容の見直しを始めてください。仮に、必要保障額を算出した結果、死亡保険金額が過大であれば、現在加入している定期保険特約付終身保険の死亡保険金額を減額して、医療保険やがん保険に新規加入する方法も考えられます」

②「現在加入している定期保険特約付終身保険の入院特約は、80 歳まで告知や医師の診査なしで更新することができます。医療保障に係る更新後の特約保険料は、保険金額が同額であれば、更新前と同一となりますので、入院特約については解約せずに残しておくことも検討事項の 1 つです」

③「現在加入している定期保険特約付終身保険を見直す方法として、契約転換制度の活用が考えられます。契約転換時の告知や医師の診査は不要で、健康状態にかかわらず、保障内容を見直すことができます」

【答え】

① ○:適切

必要保障額とは、家計を支えていた人が亡くなった時に、残された家族が今後生活して行くための必要な費用のことで、必要保障額(不足する金額)を目安に死亡保険金額を検討することが必要です。

死亡保険金額が過大であれば、現在加入している保険を減額し、他の保険の新規加入を検討することも考えられます。

② ×:不適切

本問では、

「保険金額が同額であれば、更新前と同一となります」と説明されていますが、更新型では、更新時の年齢や保険料率により保険料が再計算されますので、年齢が増えた分だけ、更新前と比べて保険料は高くなりますので、説明は不適切となります。

③ ×:不適切

契約転換制度は、現在の契約を活用して、新たな保険を契約する方法です。現在の契約の積立部分や積立配当金を転換(下取り)価格として新しい契約の一部に当てる方法で、元の契約は消滅します。

契約を転換する際に、告知や医師の診査が必要です。

本問では、

「契約転換時の告知や医師の診査は不要」と説明していますので、不適切となります。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問7》~《問9》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）は、Aさん（45歳）が10年前に設立した会社である。設立当初は経営状況が厳しかったが、ここ数年は順調に業績を伸ばし、従業員も定着するようになった。Aさんは、現在、従業員の退職金準備の方法について検討している。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、中小企業退職金共済制度（X社は加入要件を満たしている）および〈資料〉の養老保険（福利厚生プラン）の提案を受けた。

〈資料〉 Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料

保険の種類	: 養老保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: 全役員・全従業員（45名）
死亡保険金受取人	: 被保険者の遺族
満期保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 65歳満期
死亡・高度障害保険金額	: 300万円（1人当たり）
年払保険料	: 540万円（45名の合計）

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 仮に、将来 X 社が A さんに役員退職金 5,000 万円を支給した場合、A さんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。〈答〉は万円単位とすること。なお、A さんの役員在任期間(勤続年数)を 29 年 6 カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

【答え】

①

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

＊勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

Aさんの勤続年数29年6ヶ月なので、勤続年数30年で計算します。

$$70万円 \times (30年 - 20年) + 800万円 = 1,500万円$$

②

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

$$(5,000万円 - 1,500万円) \times 1/2 = 1,750万円$$

したがって正解は、

①1,500 (万円)

②1,750 (万円)

《問 8》 Mさんは、Aさんに対して、中小企業退職金共済制度(以下、「中退共」という)について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①~④に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「中退共は、中小企業の事業主が勤労者退職金共済機構と雇用者(従業員)を被共済者とする退職金共済契約を締結して、退職金を社外に積み立てる共済制度です。

掛金は、被共済者 1 人につき、月額 5,000 円から 3 万円までの範囲内から選択し、(①)負担します。なお、短時間労働者(パートタイマー等)は、月額 2,000 円から加入することができ、役員は原則として加入することができません。

また、中退共に新たに加える事業主に対して、原則として、掛金月額の(②)(被共済者 1 人ごとに 5,000 円が上限)を加入後 4 カ月目から(③)、国が助成する制度があります。

被共済者が中途(生存)退職したときの退職金は、勤労者退職金共済機構から(④)支給されます」

〈語句群〉

- イ.事業主が全額を ロ.事業主と被共済者が折半して
- ハ.被共済者が全額を ニ.2 分の 1 ホ.3 分の 1 ヘ.4 分の 1
- ト.半年間 チ.1 年間 リ.2 年間 ヌ.事業主を経由して被共済者に
- ル.被共済者に直接

【答え】

① イ.事業主が全額を

中小企業退職金共済制度(中退共)とは、中小企業の従業員の福祉増進と中小企業の振興に寄与することを目的に設けられた国の退職金制度です。

事業主が全額を負担します。

② ニ.2 分の 1

③ チ.1 年間

新規で加入すると、加入後4ヶ月目から1年間、掛金の2分の1(従業員ごとに上限5,000円まで)が国によって助成されます。

④ ル.被共済者に直接

中小企業退職金共済制度(中退共)の退職金は、中退共から被共済者に直接支払われます。

《問 9》 Mさんは、Aさんに対して、〈資料〉の養老保険(福利厚生プラン)について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「福利厚生プランの保険料は、その全額を福利厚生費として損金の額に算入します」

②「福利厚生プランは、原則として、役員・従業員全員を被保険者とする等の普遍的加入でなければなりませんので、制度導入後に入社した従業員について加入漏れがないように注意してください」

③「死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合、X社は当該保険契約に係る資産計上額を取り崩し、当該金額を雑損失として損金の額に算入します」

【答え】

① ×:不適切

福利厚生プラン(ハーフタックスプラン)は、契約者を法人、被保険者を役員・従業員、普遍的加入(加入者の公平性)を条件に、福利厚生費として2分の1を損金計上が認められています。

本問では、

「全額を福利厚生費として損金の額に算入します」と説明していますので、不適切となります。

② ○:適切

普遍的加入とは、会社すべての従業員や役員が加入することです。
普遍的加入がされていない場合は、損金算入できません。

③ ○:適切

本問の通り、

死亡保険金の受取人は、従業員・役員の遺族に直接支払われます。

法人は、資産計上額を取り崩し、全額を雑損失として損金の額に算入します。

【第4問】次の設例に基づいて下記の各問《問10》～《問12》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（61歳）は、妻Bさん（56歳）および長男Cさん（24歳）との3人家族である。Aさんは、2023年中に一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。なお、下記の〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉において、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん（61歳）：会社員

妻Bさん（56歳）：パートタイマー。2023年中に給与収入100万円を得ている。

長男Cさん（24歳）：大学院生。2023年中にアルバイトとして給与収入80万円を得ている。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額：780万円

(2) 不動産所得の金額：▲150万円（白色申告）

※損失の金額150万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円を含む。

(3) 確定拠出年金の老齢給付金の年金額：30万円

(4) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月：2016年7月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：妻Bさん

解約返戻金額：620万円

正味払込保険料：500万円

※妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 所得税における損益通算に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「損益通算の対象となる不動産所得、(①)所得、譲渡所得、(②)所得の 4 つの所得金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、一定の順序に従ってこれを他の各種所得の金額から控除します。

損益通算は、第一次通算、第二次通算、第三次通算の順に行われます。第一次通算では、不動産所得または(①)所得の金額の計算上生じた損失の金額を、給与所得などの経常所得の金額から控除します。また、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、(③)所得の金額から控除します。第一次通算によってもなお控除しきれない損失の金額がある場合は、第二次通算および第三次通算を行うこと になります」

〈語句群〉

イ.配当 ロ.事業 ハ.一時 ニ.雑 ホ.山林

【答え】

① ロ.事業

② ホ.山林

損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

③ ハ.一時

損益通算は、同じグループ内で利益と損失を相殺した後で、他グループで相殺し、最後に山林所得や退職所得と相殺します。

＜第1次通算＞

A: 経常所得グループ

- ・利子所得
- ・配当所得
- ・給与所得
- ・雑所得
- ・不動産所得
- ・事業所得

B: 譲渡所得・一時所得

- ・譲渡所得
- ・一時所得

＜第2次通算＞

A: 経常所得グループと B: 譲渡所得・一時所得

＜第3次通算＞

山林所得・退職所得

[本問の場合]

譲渡所得の損失は、一時所得から控除します。

《問 11》 A さんの 2023 年分の所得税の課税に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「A さんが受け取った確定拠出年金の老齢給付金の年金額は、雑所得として総合課税の対象となりますが、公的年金等控除額が控除されるため、雑所得の金額は算出されません」

②「A さんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から 10 年以内の解約のため、金融類似商品に該当し、源泉分離課税の対象となります」

③「A さんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、38 万円です」

【答え】

① ○:適切

[確定拠出年金の給付]

一時金:退職所得として退職所得控除

年金:雑所得として公的年金等控除

[本問の場合]

・Aさん(61歳)の確定拠出年金の老齢給付金の年金額 30 万円

・公的年金等控除

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下					
年金を受け取る人の年齢	(a) 公的年金等の収入金額の合計額		(b) 公的年金等に係る雑所得の金額		
65 歳未満	60 万円以下		0 円		
	60 万円超	130 万円未満	収入金額の合計額	-	60 万円
	130 万円以上	410 万円未満	収入金額の合計額	× 0.75	- 27 万 5 千円
	410 万円以上	770 万円未満	収入金額の合計額	× 0.85	- 68 万 5 千円
	770 万円以上	1,000 万円未満	収入金額の合計額	× 0.95	- 145 万 5 千円
	1,000 万円以上		収入金額の合計額	-	195 万 5 千円

30 万円-公的年金等控除 60 万円=0 円となるため、雑所得の金額には算出されません。

② ×:不適切

一時払個人年金等を契約日から 5 年以内に解約し、解約返戻金を受け取った場合、源泉分離課税となります。

[本問の場合]

一時払変額個人年金保険は 2016 年から契約しているため 7 年となり、5 年超の契約として、解約返戻金は一時所得として、総合課税の対象です。

③ ○:適切

●配偶者控除…生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象 配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

[本問の場合]

〈給与所得控除〉

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%-100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

妻 B さんは給与収入 100 万円がありますが、給与所得控除後の金額は 100 万円-55 万円=45 万円となり、48 万円以下の所得要件を満たします。

また、A さんの合計所得金額 900 万円以下なので、控除額は 38 万円です。

《問 12》A さんの 2023 年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額		(①) 円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	(②) 円
	基礎控除	(③) 円
(b) 所得控除の額の合計額		□□□円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))		2,300,000円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)		(④) 円

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

〈資料〉所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円

【答え】

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 780万円

(2) 不動産所得の金額 : ▲150万円 (白色申告)

※損失の金額150万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円を含む。

(3) 確定拠出年金の老齢給付金の年金額 : 30万円

(4) 一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金

契約年月 : 2016年7月

契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 620万円

正味払込保険料 : 500万円

① 4,870,000(円)

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

●給与所得

給与所得=給与収入-給与所得控除

給与所得控除額: $780 \text{ 万円} \times 10\% + 110 \text{ 万円} = 188 \text{ 万円}$

給与所得額: $780 \text{ 万円} - 188 \text{ 万円} = 592 \text{ 万円}$

●不動産所得

▲150万円のうち、土地取得にかかる負債である10万円は損益通算できませんので、▲140万円を損益通算の計算に含みます。

●雑所得(確定拠出年金の老齢給付の年金額)

$30 \text{ 万円} - \text{公的年金等控除 } 60 \text{ 万円} = 0 \text{ 円}$

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 780万円

(2) 不動産所得の金額 : ▲150万円 (白色申告)

※損失の金額150万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円を含む。

(3) 確定拠出年金の老齢給付金の年金額 : 30万円

(4) 一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金

契約年月 : 2016年7月

契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 620万円

正味払込保険料 : 500万円

●一時所得(解約返戻金)

一時所得=収入合計-支出合計-特別控除(最高50万円)

解約返戻金 620 万円-正味払込保険料 500 万円-50 万円=70 万円

総所得金額に算入する場合、一時所得の金額×1/2します。

70 万円×1/2=35 万円

■総所得金額

給与所得 592 万円+不動産所得▲140 万円+雑所得 0 円+一時所得 35 万円=487 万円

② 380,000(円)

●扶養控除

扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

[本問の場合]

長男 Cさんは24歳で給与収入80万円ですので、80万円-給与所得控除55万円=25万円となり、48万円以下ですので、扶養控除の対象です。
(年間給与収入が103万円以下であれば、103万円-給与所得控除55万円=48万円となります。)

24歳の扶養親族は、一般扶養者として1人につき38万円の控除額となります。

③ 480,000(円)

●所得税の基礎控除

合計所得金額	基礎控除額	
	2019 年度分	2020 年度以降分
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		— 基礎控除額 0 円

Aさんの合計所得金額は2,400万円以下なので、基礎控除額は48万円となります。

④ 132,500(円)

課税総所得金額 2,300,000 円

・速算表より

算出税額=2,300,000 円×10%-97,500 円=132,500 円

【第5問】 次の設例に基づいて下記の各問《問13》～《問15》に答えなさい。

《設 例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるAさん（66歳）は、X市内の自宅で妻Bさん（62歳）との2人暮らしである。Aさんの推定相続人は、妻Bさん、長男Cさん（35歳）および二男Dさん（31歳）の3人である。

長男Cさんは、X市内の企業に勤務しており、Aさんの自宅から比較的近い場所に住んでいる。一方、二男Dさんは他県に所在する戸建て住宅（持家）に住んでおり、X市に戻ってくる予定はないようである。

Aさんは、自身の相続に関し、普段から不動産賃貸業を手伝ってくれている長男Cさんに賃貸マンションを相続させたいと考えている。長男Cさんと二男Dさんの関係は良好であり、2人の子が遺産分割で揉めることはないと思っているが、Aさんは兄弟間で相続財産の偏りが生じることに一抹の不安を感じている。

〈Aさんの推定相続人〉

妻Bさん（62歳）： Aさんと自宅で同居している。

長男Cさん（35歳）： 会社員。妻と子の3人でX市内に暮らしている。

二男Dさん（31歳）： 会社員。妻と2人で他県に暮らしている。

〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金： 8,000万円

自宅敷地（300㎡）： 4,500万円（注）

自宅建物： 500万円

賃貸マンション敷地（500㎡）： 1億2,000万円（注）

賃貸マンション建物： 6,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 A さんの相続に関する次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「ご家族の仲が良好であっても、相続開始後に遺産分割で揉めることがないように備えておくことが大切です。相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、分割されていない財産について、相続税の申告時において『配偶者に対する相続税額の軽減』や『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができません」

②「円滑な遺産分割のため、遺言書の作成をお勧めします。公正証書遺言は、作成された遺言書の原本が家庭裁判所に保管されるため、紛失や改ざんのおそれがなく、安全性が高い遺言といえます」

③「遺言書を作成する際は、各相続人の遺留分に留意する必要があります。仮に、A さんの相続に係る遺留分を算定するための財産の価額を 3 億 4,000 万円とした場合、二男 D さんの遺留分の金額は、8,500 万円となります」

④「二男 D さんに対する代償交付金を準備する方法として、契約者(=保険料負担者)および被保険者を A さん、死亡保険金受取人を長男 C さんとする一時払終身保険に加入する方法があります。ただし、死亡保険金は、特段の事情がない限り、遺留分を算定するための財産に含まれますので、保険金額について十分に検討する必要があります」

【答え】

① ○:適切

本問の通り

相続の申告期限までに、遺産分割協議が調わず、分割されていない財産については、『配偶者に対する相続税額の軽減』や『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができません。

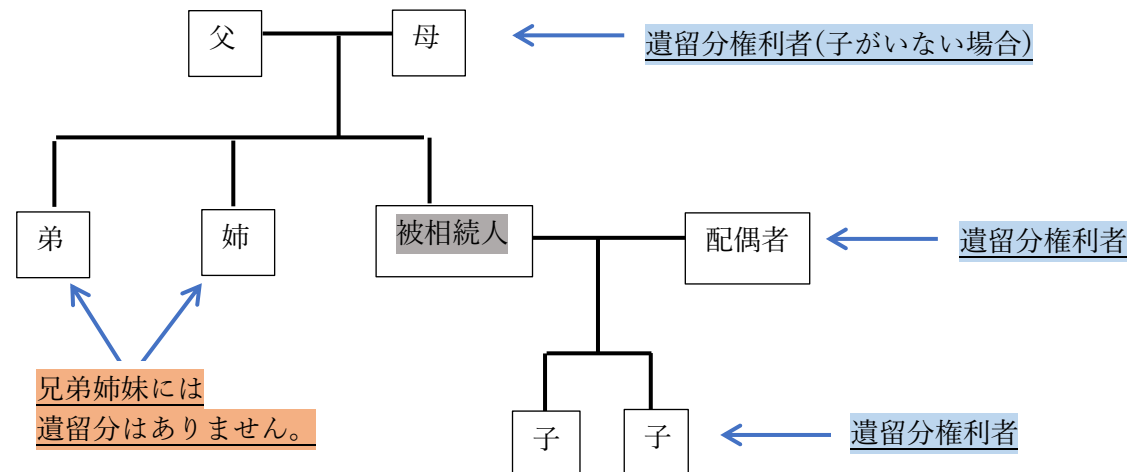
② ×:不適切

公正証書遺言の原本が保管されるのは、公証役場です。
家庭裁判所ではありません。

③ ×:不適切

遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。

[遺留分の割合]



遺留分権利者が 直系尊属のみの場合	遺留分権利者が 直系尊属のみ以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

[本問の場合]

本問の法定相続人は、妻 B さん・長男 C さん・二男 D さんの 3 人です。

二男 D さんの法定相続分は 1/4。

二男 D さんの遺留分は 1/2 です。

二男 D さんの遺留分額 3 億 4000 万円×1/2×1/4=4,250 万円

④ ×:不適切

生命保険金は、保険会社から保険金受取人に対して支払われるため、被相続人の財産ではなく、保険金受取人の固有財産として扱われるため、遺留分を算定するための財産に含まれません。

《問 14》 A さんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「妻 B さんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、自宅の敷地の全部について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地(相続税評価額 4,500 万円)について、相続税の課税価格に算入すべき価額を(①)万円とすることができます。なお、自宅の敷地と賃貸マンションの敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、(②)」

II 「『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻 B さんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と 1 億 6,000 万円とのいずれか (③)金額までであれば、原則として、妻 B さんが納付すべき相続税額は算出されません」

〈語句群〉

イ.900 ロ.2,250 ハ.3,000

ニ.適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません

ホ.それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます

ヘ.多い ト.少ない

【答え】

① イ.900

●小規模宅地の特例

[限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

本特例の評価減額=相続税評価額×限度面積/敷地面積×減額割合
=4,500万円×300㎡/300㎡×80%=3,600万円

算入すべき価額=4,500 万円-3,600 万円=900 万円

② ニ.適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません
賃貸マンションの敷地は、貸付事業用宅地に区分されます。
貸付事業用宅地等を含まない場合は併用可能ですが、
貸付事業用宅地等を含む場合は、
適用対象面積は所定の算式により調整されるため、完全併用はできません。

③ ヘ.多い

『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、被保険者が相続により取得した財産の金額が、法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか多い金額まで相続税はかかりません。

《問 15》現時点(2024 年 5 月 26 日)において、A さんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①~③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は 2 億 8,000 万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

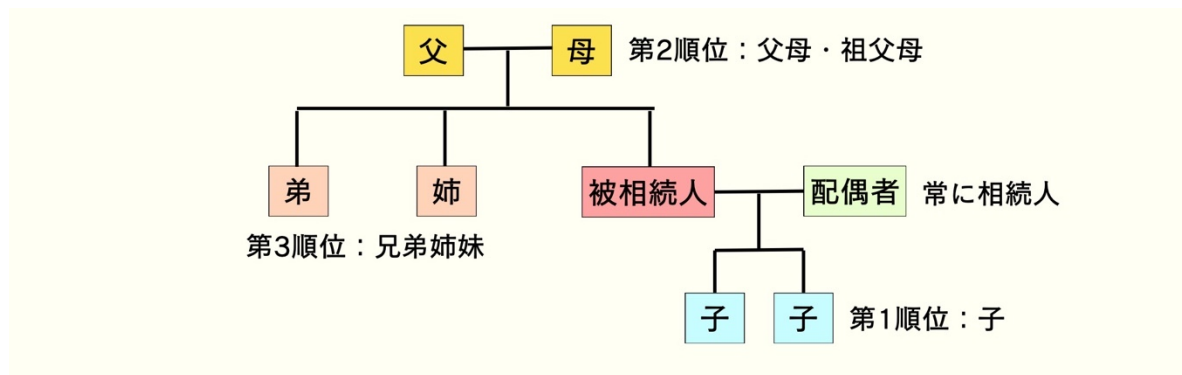
(a) 相続税の課税価格の合計額		2 億 8,000 万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻 B さん	□□□万円
	長男 C さん	(②) 万円
	二男 D さん	□□□万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～ 1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円
20,000	～ 30,000		45%	2,700万円
30,000	～ 60,000		50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

【答え】

＜法定相続人＞



順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属	父母・祖父母の順
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がない場合

＜法定相続分＞

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2(均等分)	1/2	すべて均等分
第2順位	直系尊属	1/3(均等分)	2/3	すべて均等分
第3順位	兄弟姉妹	1/4(均等分)	3/4	すべて均等分

① 4,800(万円)

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×法定相続人の数

[本問の場合]

法定相続人:妻Bさん・長男Cさん・二男Dさんの3人です。

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×3人
=4,800万円

② 1,040(万円)

・課税遺産総額=2億8,000円-4,800万円=2億3,200万円

[本問の場合]

法定相続人:妻Bさん・長男Cさん・二男Dさん

法定相続分:妻Bさん1/2・長男Cさん1/4・二男Dさん1/4

・課税遺産総額2億3,200万円を法定相続分で各人に分配

妻Bさん: 2億3,200万円×1/2=1億1,600万円

長男Cさん: 2億3,200万円×1/4=5,800万円

二男Dさん: 2億3,200万円×1/4=5,800万円

・速算表より各人ごとの相続税額を算出

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円

妻Bさん: $1\text{億}1,600\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = 2,940\text{万円}$

長男Cさん: $5,800\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,040\text{万円}$

二男Dさん: $5,800\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,040\text{万円}$

③ 5,020(万円)

相続税の総額: $2,940\text{万円} + 1,040\text{万円} + 1,040\text{万円} = 5,020\text{万円}$

—終—